

平成31年度国民健康保険特別会計当初予算額

(単位:千円)

歳入	予算額	歳出	予算額
1 国民健康保険税	170,103	1 総務費	10,970
5 県支出金	615,507	2 保険給付費	612,326
8 繰入金	62,276	3 国民健康保険事業費納付金	200,206
9 繰越金	51,776	8 保健事業費	10,848
10 使用料及び手数料	81	9 基金積立金	98
11 財産収入	98	10 公債費	50
12 諸収入	159	11 諸支出金	1,505
		12 繰出金	1
		13 予備費	63,996
歳入合計	900,000	歳出合計	900,000

2019年度国民健康保険特別会計 予算の概要

【重点項目】

平成 30 年度から国民健康保険制度改革により岐阜県が財政運営の責任主体となり、その仕組みが大きく変わりました。また、保険税収入の算定根拠が、市町村ごとの保険給付費から県が算定し市町村に割り当てられる事業納付金となり、その算定においては、市町村ごとの医療費水準が考慮されることから町民一人当たり医療費増加の抑制を図りつつ、保険者努力支援制度による交付金の獲得を目指すことで、町民の負担を極力増やさないよう、以下の 4 項目について重点的に取組み、国民健康保険事業の健全な運営の継続に努めてまいります。

1. 「年金受給者特別徴収」以外の被保険者（普通徴収）の口座振替の推進
2. 保険税の収納率向上のため、庁内連携による滞納整理の強化と処分の実施、短期被保険者証及び資格証明書の活用による滞納の抑制と期限内納付の促進
3. ジェネリック医薬品の使用及び適正受診の促進、レセプト点検の強化、インフルエンザ予防接種助成などによる医療費の伸びの抑制
4. 特定健康診査・特定保健指導の受診率向上と重症化予防等保健事業の充実

（歳入）

2019 年度の保険税率は、課税額算定における資産割額を廃止し、所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の税率については据え置きとします。

一般被保険者の保険税では、資産割額の減少分及び被保険者数の減少を見込み、医療給付費分現年課税分として、前年比 11,972 千円減の 107,800 千円を計上し、後期高齢者支援金分現年課税分は、4,731 千円減の 41,575 千円を計上、介護納付金分現年課税分では、508 千円減の 12,238 千円を計上しました。滞納繰越分については、滞納繰越見込額 49,259 千円うち 8,413 千円を計上しました。今後も累積滞納額の減少に向け、短期被保険者証や資格証明書を活用すると共に滞納整理や滞納処分の強化を図っていきます。退職被保険者の保険税については、退職資格者の減少に伴い 643 千円減の 77 千円を計上しました。

県支出金は、それぞれの歳出額に応じて、保険給付費等交付金（普通交付金）を前年比 53,754 千円減の 606,283 千円計上し、同交付金の特別交付分として、保険者努力支援分 2,138 千円、特別調整交付金分 1,069 千円、都道府県繰入金（2 号分）540 千円、特定健診等負担金分 3,034 千円を計上しました。

繰入金では、保険基盤安定繰入金について軽減枠・保険者支援分の拡大により、1,840 千円増の 43,000 千円を計上しました。事務費繰入金は、総務費総額より延滞金及び督促料等を除き、585 千円減の 10,735 千円を計上し、出産育児一時金繰入金については、対象者を 12 名と見込み 3,360 千円を計上しました。その他一般会計繰入金として波及増分を 286 千円減の 2,886 千円計上しました。

(歳出)

総務費では、一般管理費において国民健康保険事務経費を前年比 821 千円減の 6,797 円を計上し、賦課徴収事務経費については、前年比 47 千円増の 3,211 千円を計上しました。

保険給付費は、一般被保険者療養給付費において、被保険者数の減と一人当たり医療費の増を考慮し、前年比 40,000 千円減の 520,000 千円を計上し、退職被保険者等療養給付費については、退職被保険者資格の適用者の減少を見込み前年比 3,000 千円減の 2,000 千円を計上しました。療養費及び高額療養費については、一般・退職ともに前年度までの実績を考慮し、一般療養費は、前年と同額の 7,000 千円を計上、退職療養費は、前年比 80 千円減の 220 千円、一般高額療養費では、前年比 10,000 千円減の 75,000 千円、退職高額療養費では、前年比 670 千円減の 330 千円をそれぞれ計上しました。一般被保険者移送費及び退職被保険者移送費においては、それぞれの療養給付費の 0.01%以上を見込み、移送費全体で 53 千円を計上しています。国保制度の改正により上記の一般被保険者療養給付費から退職被保険者移送費までの合計 606,283 千円が、歳入 県支出金 保険給付費等交付金（普通交付金）として県から交付されます。

出産育児一時金は、前年度と同額の 12 件で 5,040 千円を計上、葬祭費は、前年度の実績を考慮して 20 件を見込み 1,000 千円を計上しました。

制度改正により平成 30 年度に創設された国保事業費納付金については、県からの通知により一般医療給付費分国保事業納付金 129,504 千円、退職医療給付費分国保事業納付金 11 千円、一般後期高齢者支援金等分国保事業納付金 54,390 千円、退職後期高齢者支援金等分国保事業納付金 6 千円、介護納付金分国保事業納付金 16,295 千円をそれぞれ計上し、納付金総額で前年比 6,820 千円の増となりました。

特定健康診査等事業費は、前年比 242 千円増の 7,724 千円を計上しました。予定人数については、集団検診で 740 名、個別検診で 60 名、特定保健指導で 37 名の前年と同数を見込みました。ただし、新たに保健師による受診勧奨及び加茂医師会との連携により情報提供事業を実施する費用が増額となっています。

健康づくり推進事業費、保健事業経費では、合計で前年比 307 千円増の 3,124 千円を計上しました。前年度から実施している糖尿病腎性重症化予防分が増となっています。これは、保健師が対象者に対して通院の勧奨等を行う事業です。

国保基金積立金については、基金利子分の積み立てのみの 98 千円を計上しました。また、公債費については、一時借入金利子として 50 千円を計上しました。

一般被保険者保険税還付金、退職被保険者等保険税還付金および還付加算金については、前年度の実績を考慮し 1,503 千円を計上しました。

予備費については、保険給付費 612,326 千円の 3%以上の額として 63,996 千円を計上しました。

以上、国民健康保険特別会計歳入歳出 900,000 千円（前年度比 5.3%減）を当初予算計上します。